

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高知市長 桑名 龍吾

市町村名 (市町村コード)	高知市 (392014)
地域名 (地域内農業集落名)	春野町諸木・内ノ谷地区 (東諸木, 西諸木, 内ノ谷集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 2 月 21 日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、春野地域の南東部に位置し、市街地に比較的近い距離にある。沿岸部では温暖な気候を生かし、キュウリやトマト等の施設園芸が盛んであり、また、露地では水稻の作付けが多い。近年は、農業者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地が増加している。また、資材高騰等の影響や台風・豪雨等の自然災害により収益の減少がみられるほか、カラスによる被覆設備の被害やイノシシ等の出没が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続きキュウリを中心とした施設園芸をメインに、新たな品目や高収益作物導入について検討を行う。農地担い手の確保では、既存農業者の経営面積の拡大や、新規就農者の誘致・育成を進める。また、空き中古ハウスの貸出しによる有効活用や、農作業の効率化を図るスマート農業の導入の取り組みを進める。農業用水・排水路の整備、集落営農についての検討、鳥獣対策を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積, 集約化の方針
農地中間管理機構を活用して, 認定農業者や新規就農者を中心に施設園芸の面積拡大を進めるとともに, 主だった担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図の実現に向け, 空きハウスの有効活用も含め, 関係機関と連携し集積・集約に取り組む。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備については, 既に実施済みの区域もあるが, 農業用水や農道の整備等も含め, 今後の地域全体の基盤整備等への新たなニーズ発生時に検討を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
施設園芸の新規就農者の確保に向けて, JAキュウリ部会, JA, 県, 市等で連携して誘致・育成に取り組む。集落営農や農作業を受託する組織(会社や団体)の誘致等の取組も検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて, 必要な事項を選択し, 取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等の被害が拡大しないように防止柵を設置するとともに, 捕獲人材の確保や目撃・被害情報があったときは, 捕獲人材に情報提供によって, 捕獲を実施する。
- ②環境と調和のとれた多様な農業のあり方について検討する。
- ③農作業の効率化を図るスマート農業の導入やデータ駆動型農業の取り組みを進める。
- ⑦農道や水路, 排水路等の保全・管理を引き続き地域で実施していく。
- ⑩福祉関係法人を中心として, 農福連携の推進を検討する。